令和8年度第1回大和市介護保険サービス審議会 議事録

1	日　　時	令和8年10月15日(木) 午後3時30分から午後4時20分まで
2	場　　所	大和市保健福祉センター 5階 501会議室
3	出席者	委員7人(長谷川委員、大出委員、宮木委員、野口委員、天野委員、中澤委員、佐藤委員) 事務局4人(介護保険課長他3人)
4	次　　第	1. 開会 2. あいさつ 3. 介護保険サービス審議会について 4. 会長及び職務代理者の選出について 5. 介護保険サービス事業所の整備状況について 6. 地域密着型サービスの市町村を超えた利用(広域利用)について 7. 閉会
5	会議資料	資料1－1 看護小規模多機能型居宅介護のサービスについて 資料1－2 看護小規模多機能型居宅介護事業所の状況について 資料2－1 地域密着型サービスの創設 資料2－2 地域密着型サービスの広域利用の流れ(現行の例) 資料2－3 介護保険サービスの概要 資料2－4 地域密着型サービス 資料2－5 介護保険施設等の整備計画(必要利用定員総数)

【会議の詳細】

1. 開会

事務局から、開会のことば。

2. あいさつ

介護保険課長から、あいさつ。

委員、事務局の自己紹介。

3. 介護保険サービス審議会について

大和市介護保険サービス審議会規則にある「介護保険サービス審議会で取り扱う内容」、「守秘義務」について、事務局から説明。

4. 会長及び職務代理者の選出について

委員の互選により、宮木委員を会長に選出。

会長からの指名により、天野委員を職務代理に選出。
会長、職務代理から、あいさつ。

5. 介護保険サービス事業所の整備状況について

事務局から、資料1－1及び資料1－2に基づき説明。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、休止の事業所が10月1日から再開し、市内4事業所が運営中。
看護小規模多機能型居宅介護について、令和7年1月の介護保険サービス審議会で選定された事業者の看護小規模多機能型居宅介護事業所が、令和7年12月に開設し、市内の他の看護小規模多機能型居宅介護事業所と同程度の利用者数を確保できている。

質疑応答、なし。

6. 地域密着型サービスの市町村を超えた利用（広域利用）について

事務局から、資料2－1から資料2－5に基づき説明。
地域密着型サービスの広域利用について、県内の統一的な動きがなく、市独自で検討。
「第9期　介護保険事業計画」で事業所数または定員を定めているサービス種類の広域利用については、大和市民が利用できなくなる可能性が比較的高いことから対象としない。
市内の事業所数等を制限していない認知対応型通所介護と地域密着型通所介護については、定員の空きを市内事業所へのアンケートで確認できたことから対象とする。
方法としては、対象となる2サービス種類について、①「市外住民が市内事業所の利用をしたい」、②「市内住民が市外事業所を利用したい」ことに対し、「大和市は特段の事情なく利用を認める」こととする。
ただし、①については「住民が居住する市町村」、②については「事業所が所在する市町村」が利用を認めるかどうかは、その市町村の判断によるものとなる。

質疑応答（Q：委員、A：事務局）

Q　大和市の住民が、他市町村に所在する認知症対応型通所介護または地域密着型通所介護を利用したい場合、事業所は、事業所の所在市町村と調整が必要なのか。
A　まずは、大和市が事業所の所在市町村と調整を行う。事業所の所在市町村がどのように判断するかは、その市町村判断となる。

Q　市町村間の調整は、個別案件として行うのか。それとも事前協議を行うのか。
A　個別案件として行う。ただし、調整の結果、相手の市町村も条件なしで利用を認めることが分かった場合、その市町村について、以降の案件では調整が不要になる可

能性がある。

Q　大和市の市境付近の住民や事業所による利用が多いと見込まれるが、例えば、遠方の事業所でも広域利用を認めるか。
A　広域利用を認める。ただし、その利用希望者が引っ越しするのであれば、実際の居住市町村へ住民登録を移すべきである。

Q　広域利用を実施する場合、運営規程の「通常の事業の実施地域」の変更は必要か。
A　利用希望者が、「通常の事業の実施地域」外の住民でも利用させることは可能である。逆に、利用希望者が、「通常の事業の実施地域」内の住民の場合、場所を理由に利用を断ることができない。これを踏まえて、「通常の事業の実施地域」を変更するか判断してもらいたい。

Q　運営規程の送迎費用について、現在は、「通常の事業の実施地域」を超える場合の記載を行っていないが、広域利用を実施する場合、「通常の事業の実施地域を超える場合は、片道につき1kmあたり〇円」等といった記載をする必要があるか。
A　利用者に請求する場合は、必要になる。
※　「通常の事業の実施地域」内の送迎は、基本単位に含まれている

Q　今回の広域利用は、認知症対応型通所介護および地域密着型通所介護を対象としているが、今後、対象となるサービス種類を拡大するのか。
A　未定となっている。まずは、認知症対応型通所介護および地域密着型通所介護で実施し、今後の検討に活かしていく。

介護保険サービス審議会において、事務局の案に賛成となった。

7.　閉会
職務代理から、閉会のことば